

# 南宋臨安の倉庫

高橋 弘 臣

## はじめに

南宋の都臨安には、米を貯蔵する倉庫が複数設置された。これらの倉庫は官僚・兵士等に俸給として支払う米を貯蔵する省倉と、非常時に備え、救済用（賑糶・賑済用）の米を貯蔵する倉庫とに大別される。

臨安の倉庫を比較的詳しく検討した先行研究として、金榮済・寺地遵氏の論考が挙げられる。<sup>〔1〕</sup> 金氏の論考は、北宋の開封・南宋の臨安に設置された穀物倉・米倉の種類・設置場所・構造・管理制度（界制）等に対し、概括的な検討を加えている。寺地氏の論考は南宋末に実施された公田法の背景について検討したもので、南宋政府が臨安における食糧供給を増大する必要に迫られ、十三世紀に入って救済用の倉庫を新設・増設したが、南宋末に至り、それらが機能しなくなったため、臨安へ米を安定供給することを一目的として公田法を実施したと述べている。また臨安の倉庫は、上記以外にも、南宋の財政や宋代の救済政策・救済制度に関する研究において、言及されることがある。<sup>〔2〕</sup>

これらの先行研究を通観すると、臨安の倉庫に関する専論と呼べるものはなく、今後さらなる検討を要する点が多数残されている。そこで本稿ではさしあたり、倉庫が設置された背景・経緯、機能、収支の状況を取り上げ、検討を

加えることとしたい。これらは倉庫を研究する際の基本的な論点であるが、先行研究には補足すべき点、検討を深めべき点が多く見られるからである。また南宋末に実施された有名な公田法が臨安の倉庫に対して与えた影響、倉庫に対して有する意義について、先行研究<sup>(3)</sup>では一応言及がなされているものの、今少し検討を加える余地があるように思われる。公田法と倉庫との関係に関しても、先行研究に依拠しつつ、若干の付言を試みたい。

検討を行うに際しては、便宜上、倉庫を省倉と救済用の倉庫とに二分する。また省倉は南宋の税制・上供制度・兵制・和糶制度と、救済用倉庫は南宋の対外関係や臨安の社会状況等と密接な関係を有しているので、それらの点を必要に応じて視野に含めることとする。さらに臨安の各倉庫は貯蔵米を融通しあったり、補完関係にありたりすることも多いので、倉庫相互の關係に留意しつつ検討を行う。このような視点に立った検討は、重要であるにもかかわらず、先行研究では十分行われていないものである。倉庫に対するこうした検討を通じて、臨安における食糧供給策、臨安と浙西路との關係の一端等をうかがうことができるのではないかと思われる。なお本稿では『建炎以来繫年要録』を『要録』、『宋会要輯稿』を『宋会要』と略記する。

## 一 省 倉

### 1 管理制度の整備

臨安の倉庫の中心をなしたのは、官僚・兵士等に俸給として支給する米を貯蔵する省倉である。省倉は本来上供米や地方官・地方に駐屯する兵士の俸給米等を貯蔵する州県倉<sup>(4)</sup>の謂であり、臨安（杭州）には北宋時代から設置されていた。南宋の省倉は戸部に属し、直接的には司農寺（倉部）の管理下に置かれた<sup>(5)</sup>。

省倉は紹興二年（一一三二）正月に高宗が紹興から臨安へ移住して以後、俸給米を支給する対象・人数がそれ以前とは比較にならないほど多様化・増大し、倉庫の重要性が増大したため、管理制度の整備が行われた。具体的には（i）紹興二年八月、戸部から省倉へ郎官が派遣され、紹興四年四月には吏部から小使臣が檢察斛面官として派遣される等、倉庫の運用に対する監察体制が強化された。（ii）紹興三年正月には省倉のうち、鎮城倉が行在省倉南倉、仁和倉が行在省倉北倉と改称された。なお臨安には行在省倉東倉も存在した。これらの倉庫は単に東倉・南倉・北倉、あるいは東省倉・南省倉・北省倉等とも略称された。（iii）紹興三年正月・二月には省倉をはじめとする臨安の諸倉から米を搬出・支給する手続きが制定された。（iv）紹興三年二月、東倉・北倉の貯蔵米の盜難者を捕らえた者に対する報賞の制度が定められた。（v）紹興三年三月、南倉・北倉の監官に「管幹和糶」の官称を付帯させ、省倉で行われる和糶に関与させることを明示した。（vi）紹興八年十月、省倉の実質的な運営に従事する監官の考課（磨勘）制度が定められた、等が指摘される。<sup>6)</sup>

さらに『宋会要』食貨六二―一四―一五「京諸倉」、紹興十一年六月六日条によると、この時南倉は省倉上界、北倉は中界、東倉は下界と改称され、各々が貯蔵する米の種類と支給の対象が決定された。省倉上界は最も上等の米（上色苗米）を貯蔵し、宰執・侍従・管軍・職事官・宗室や省・台・寺・監等の官僚に禄米として支給した。省倉中界は次に上等な米（次色苗米）を貯蔵し、班直・皇城親事官・鞞官・五軍等の口食として支給した。なお『咸淳臨安志』卷九「行在諸録・監当諸局」によれば、省倉中界は三学（太学・宗学・武学）の学生、諸官庁の雇用人、諸官庁で働く職人等の俸給米も支給したことが知られる。省倉下界は最も下等な糙米を貯蔵し、五軍の月糧、三衛・廂軍・禁軍、諸司庫務等の口食・月糧として支給した。

省倉の貯蔵米は、賑済に充てられることもあった。具体的には紹興二年八月に二千石が、淳熙八年（一一八一）九

月には三千石が省倉から支出され、賑済に用いられている（八六・八七頁、表1 No. 1・10）。前者については、後述する如く南宋時代に入ると常平倉が機能しなくなり、且つ紹興年間（一一三一～六二）の初めには救済用倉庫の中心となる豊儲倉もまだ設置されていなかったため、やむなく省倉の貯蔵米が賑済に充てられたと考えられる。後者に關しては、この時既に豊儲倉は設置されていたものの、救済用の米に対する需要が急増し、豊儲倉の米では足りなくなつたため、省倉の米も賑済に用いられたと推察される。この点は豊儲倉の項で論じる。

なお各省倉の貯蔵額は百五十万石であり、この後紹興十八年には冬期における米の備蓄量を増やすため、省倉中界・下界が拡張された。また乾道三年（一一六七）には、廃止された太医局の建物を利用する形で省倉中界が拡張されている。

省倉の設置場所について述べるならば、省倉上界は臨安城内東北部、余杭門内の天水院橋の北、省倉中界は城内北部の倉橋の東、省倉下界は余杭門外の東倉鋪に設置された。いずれも大運河に近く、米の荷下ろしに便利な場所が選ばれている。このうち省倉中界は乾道五年十一月、豊儲倉に改められ、同時に東側城壁北部の東青門外にあった豊儲倉が省倉中界に改められた。<sup>8)</sup> 因みに州県倉を示す省倉の名称は南宋末まで用いられ続けており、このことは臨安が建前上あくまでも行在であつたことを考え合わせると興味深い。

## 2 収納米の調達

北宋時代、開封の倉庫（永豊倉・通濟倉等）に貯蔵される米は、基本的には東南六路（淮南・兩浙・湖北・湖南・江東・江西路）からの秋苗米の上供によって調達された。東南六路から開封へ上供される米の定額は、景德四年（一一〇〇七）以降、毎歳六百二十万石とされた。一方、遼・西夏と対峙するため、国境の陝西・河東・河北路に駐屯

する軍隊に供給される軍糧は、上供米の余剰が開封から転送されることもあったが、ほとんどは現地において、兩税等の収入の中から、もしくは市糶によって調達された。

南宋時代に入ると、六路の中から淮南路が戦火のため上供の対象から外され、上供米の定額は四百六十九万石に減額された。また定額だけでなく、実質的な上供額も大幅に減少した。その理由として、戦乱に伴い農業生産が低下したため、秋苗の徴収額が減少し、地方において所定額の上供米が集まらないという事態の発生したことが挙げられる。江西路を例にとると、紹興五年～六年頃、秋苗の実徴額が上供定額の八割を超えることはなかったといわれている。また戦乱に妨げられ、上供米を行在へ輸送できないケースの生じたことも指摘される。さらに米を含む上供錢物が、地方において截留・截使され、行在に送られないことがあった。

截留・截使が行われた理由は様々であるが、最大の理由は、金との国境に駐屯する軍隊の軍糧に上供米が充当されるようになったことである。南宋初期、国境を防衛する軍隊は、宣撫使等の武将に所属する私兵的な軍隊（御前軍↓神武軍↓行營護軍と推移）と、禁軍である三衛に大別された。なお行營護軍は、紹興十一年十一月に宋金和議が締結されるに先立ち、武将から切り離され、皇帝直属の駐劄御前軍に改編された。これらの軍隊は淮南路・京西路、湖北路の江北及び江南の沿江部分、浙西・江東・江西路の沿江部分に駐屯しており、その軍糧に充てるべく、湖北・湖南・浙西・江東・江西路の上供米が截留され、駐屯地へ送付されたのである。

一例として『要録』卷八七、紹興五年三月癸卯条に

資政殿大学士知福州張守言……祖宗以来、每歲上供六百余万、悉出於東南轉輸、未嘗以為病也。今直率兩浙之粟以餉淮東、江西之粟以餉淮西、荊湖之粟以餉岳・鄂・荊南、量所用之數、責漕臣將輸、而歸其余於行在、錢帛亦然。

とある。右の史料を見ると、兩浙の上供米を淮東の駐屯軍へ、江西の上供米を淮西の駐屯軍へ、荊湖の上供米を岳・鄂・荊南の駐屯軍へ送つて補給を行い、その残りを臨安へ送るよう上言がなされている。このような結果、臨安へ上供される米は大幅に減少した。『要録』巻五四、紹興二年五月丙戌条には

〔起居郎胡〕世將応詔言……今乘輿服御之費、十去七八、百官有司之費、十去五六。至此而無益於国者、軍政不修、而軍太冗也。張浚一軍、以川陝贍之。劉光世一軍、以淮浙贍之。李綱一軍、以湖広贍之。上供之物、得至司農・太府者無幾矣。

とある。ここで胡世將が言わんとしているのは、現在張浚の率いる軍は川陝地方の、劉光世の率いる軍は淮浙地方の、李綱の率いる軍は湖広地方の米を含む上供錢物を截留し、それを用いて養贍するため、臨安へ届く上供錢物が幾らもない、ということであろう。因みにこの時、張浚は宣撫処置使として四川の閬州に、劉光世は淮東宣撫使として揚州に、李綱は湖広宣撫使として潭州に各々治所を置いていた。<sup>(12)</sup>

こうして臨安へ送られる上供米が減少する一方、臨安が南宋の事実上の都となり、俸給米の受給者が増えてくると、俸給として支給すべき米の不足は一層甚だしくなった。そこで上供米の不足を補填するため、臨安では和糴への依存が強まり、紹興八年四月、和糴場が設けられた。臨安の和糴場は、浙西路の平江府に設けられていた和糴場とともに、各々商人（客商）を募つて和糴を行った。紹興十八年閏八月には、臨安・平江府の和糴場は毎歳各々二十万石を買い上げることが定められ、また同時に臨安の上・中・下界の省倉においても、やはり客商を募つて毎年計三十五万五千（三十六万）石を和糴することが定められた。<sup>(13)</sup>省倉に収納される米は、上供米のうち臨安へ送られてくる分、及び臨安・平江府の和糴場、臨安の省倉において和糴される米によつてまかなわれることとなつたのである。

なお紹興十八年閏八月当時の実質的な上供米は三百万石に過ぎなかったが、そのうちの程度が臨安へ送られてい

たのかは明らかにならない。ただ上供米を送り出す地域について見ると、紹興四年の七月～九月にかけて、浙西路の平江府・湖州・秀州から大運河を利用して臨安へ上供米を輸送する押綱官の考課制度が定められている。また紹興十二年に両浙転運司が上供米を臨安へ送り出す地として、平江府・湖州・秀州に加えて常州・江陰軍の名が挙げられている<sup>14)</sup>。これらの事例を見ると、上供米を臨安へ送っていたのは主に浙西路であったと考えられる。

和糶の場合、平江府の和糶場は言うまでもなく浙西路の米を購入していたが、臨安の和糶場・省倉で買い上げる米も、距離的に近いこと、輸送に大運河を利用できることから、そのほとんどは浙西路で生産され、客商によって大運河を経由して臨安へ運ばれていたと見なされる。『宋史』卷一七八食貨志「振恤」、景定二年（一二六一）条に「都城全て浙西の米斛に仰ぐを以て、人を誘って京に入り販糶せしむ」とあるのは、そのことを一応裏付ける史料と言えよう。

なお国境においては、紹興十一年、長江南岸の鎮江に淮東総領所、建康に淮西総領所、鄂州に湖広総領所が各々設置され、江東・江西・湖南・湖北路から上供米をはじめとする軍需物資を輸送させ、国境に駐屯する軍隊へ補給するようになった。軍糧は上供米だけでは不足したため、補填を目的として各総領所には和糶場が置かれ、米が買い上げられた。毎年の和糶額は、紹興十八年閏八月に淮東総領所十五万石、淮西総領所十六万五千石、湖広総領所十五万石、計四十六万五千石と定められている<sup>15)</sup>。

上供米の定額は、この後紹興二十九年八月には四百六十九万石から三百三十二万石に引き下げられた<sup>16)</sup>。これが当時の実質的な秋苗徴収額に基づく数字なのである。三百三十二万石のうち臨安へ送られたのは、やはり主として浙西路において生産される米であったと考えられるが、それがどの程度の額であったのかは不明である。臨安及び国境へ上供米を送る地域、上供米が送られる地域とその額は、特に紹興十一年に金との和議が締結された後、輸送の

利便性・地理の遠近・米の生産額等が勘案されつつ次第に固定化していき、紹興三十年正月に確定した。『要録』卷一八四、同年同月癸卯条により、それらを整理すれば以下のようになる。

臨安↓兩浙、建康府・太平州・宣州（江東路）より百十二万石を送付

鎮江府↓池州・宣州・太平州（江東路）、洪州・江州・臨江軍・興國軍・南康軍・広徳軍（江西路）より六十万石を

送付

建康府↓吉州・撫州・建昌軍（江西路）、饒州（江東路）より五十五万石を送付

池州↓吉州・撫州・南安軍（江西路）より十四万四千石を送付

宣州↓宣州（江東路）より三万石を送付

鄂州↓鄂州（湖北路）、永州・全州・郴州・邵州・道州・衡州・潭州・鼎州（湖南路）より四十五万石を送付

荆南↓徳安府・荆南府・澧州・純州・復州・荆門軍・漢陽軍（湖北路）、潭州（湖南路）より九万六千石を送付

右によれば、兩浙及び江東路の建康府・太平州・宣州の上供米百十二万石が臨安へ毎年送られることになったのである。なお兩浙とあるが、実質的には浙西路であったと考えられる。臨安・平江府の和糴場で和糴される米計四十万石、省倉で和糴される米計三十五万五千（三十六万）石、及び上供米百十二万石、計百八十七万五千（百八十八万）石が、毎年省倉に収納され、臨安の官僚・兵士等の俸給支払いに用いられるべき米であった。臨安において、俸給として一年間に支払われる米の額は、紹興年間には百十二万〜百五十万石程度であった。ところが『歴代名臣奏議』卷二七一が載せる、乾道年間（一一六五〜七三）〜淳熙年間（一一七四〜八九）初め頃に司農卿をつとめたと見られる李椿<sup>(18)</sup>の、省倉の支出に関する上奏に

〔李〕椿為司農卿、又奏措置支遣米斛疏曰、臣窃以、行朝天下之根本、贍養諸軍・百司、月用米十四万五千碩、



歳用百七十万碩、有閏月百八十八万余碩、若有非泛及載用、便費二百万碩。今來倉廩空乏、至于每月旋營支遣、臣到官之初、會計所有至微、為之寒心。

とあることからすると、百七十万〜百八十八万石に膨張しており、臨時の支出によって二百万石に及ぶ場合もあったことが知られる。たとえ上供・和糶が定額を充足することができたとしても、支払いはぎりぎりの状態にあり、不足することもあったのである。因みに北宋時代の開封では上供米六百二十万石に対し、俸給として二年間に支出される米の額は約三百六十万石〜四百八十万石であった<sup>⑩</sup>から、臨安よりもかなり余裕があった。

### 3 米調達の困難

省倉の基本的な収支が、右の如く余裕のない状況であったにもかかわらず、秋苗の徴収が水旱等によって減免されたり、地方において截留・截使されたりしたため、臨安へ送られる上供米はしばしば定額を割り込んだ。『宋会要』食貨四〇―四〇「市糶糧草」、乾道元年正月二十日条に見える、司農卿張宗元の上言によれば、臨安ではこの時秋苗の上供によって得ることのできる米は八十万石に過ぎなかったという。また同書食貨四四―一一「宋漕運」、乾道八年正月一日条に

先是上封者言、諸路錢米綱運、近多少欠、今取会乾道五年・六年行在綱運兩年計、欠錢二万四千九十四貫、米五万一千八百九十三碩、料四千五百六十九碩。

とあり、乾道五・六年当時、臨安への綱運即ち上供される錢・米・馬料は定額よりも各々二万四千九十四貫・五万一千八百九十三石・四千五百六十九石不足していたと記されている。

省倉の備蓄米に余裕のない時に、臨安へ届く上供米が定額を下回り、収納される米が減少すれば、俸給米の支払い

に支障をきたすことになりかねない。そこで補填のため、臨安・平江府の和糶場及び臨安の省倉における和糶の増額がはかられた。しかし和糶には、本錢をどのように調達するかという大きな問題があった。また既述の如く、平江府の和糶場のみならず、臨安の和糶場・省倉で和糶される米は、主に浙西路で生産される米であったと考えられ、浙西路が水旱に見舞われた際に和糶を増額することは困難であった。さらに浙西路の府州軍では、金との間に戦争が発生し、淮東に駐屯する軍隊において軍糧に対する需要が急増した際には、軍糧米の和糶も行われていた。十三世紀に入ると、軍糧米の和糶額は増大し、平江府では年間百万石を下らない米が和糶されるようになり、買い上げた米を保管するため東・西・宝祐の三つの百万倉が建てられた。貯蔵額は各百万石である。この頃の和糶は事実上租税化しており、民戸の資産に応じて強制的に賦課され、理宗時代（一二二四～六四）には、三百畝以上の田土を所有する者から、一律に一畝あたり三斗が和糶された。このような和糶が行われた結果、平江府では紹定年間（一二二八～三三）～嘉熙年間（一二三七～四〇）に人戸の凋落する者が六～七割に及び、景定二年には富室の下戸となる者が八～九割であったといわれている<sup>20</sup>。かかる状況の浙西路において、臨安の省倉に収納する米の和糶額を増大させることはやはり難しかった。

それ故、浙西路以外の地域においても、省倉の収納米を調達すべく和糶が行われたが、その際にも本錢の不足をどのようにするかという問題が生じた。また江東・江西・湖南・湖北等の路では、生産される米を上供の名目で、或いは和糶を通じて国境の軍隊に供給しなければならず、その上でさらに臨安へ送る米を和糶することは、負担の面から困難であった。一例として『宋会要』食貨四〇―三八～三九「市糶糧草」、隆興二年（一一六四）十月十四日条所載の、侍御史尹穡の上言には大略

浙西・江東路が水害に見舞われ、秋苗の徴収に減免措置が取られて（上供の定額を満たし得ず、補填のため）江

西路で去年のように米百万石を和糶しようとしたが、うち隆興府は安撫司の治所であるという理由から和糶の免除を要請してきており、且つ本銭については隆興府自身が補填しなければならぬ分が多く、結局本銭を捻出することができない。また隆興府以外の州軍も皆和糶の実施を免除してもらうことを願っており、これでは今後和糶する米の額が不足することが憂慮される。外路における和糶は、「かくの如く」既に去年とは比較にならない状態であり、もし省倉・和糶場での和糶の本銭が足りず（「買い上げる米の額が不十分になれば」）、兵士や官僚の俸給は一体どのように支払うのであろうか。

とある。この上言からは浙西・江東路が水害に見舞われ、秋苗の徴収には減免措置が取られたため、上供の定額が充足されず、また浙西路における和糶も不足を補填できなかったことがうかがえる。そこで江西路の府州軍において百万石を和糶しようとしたが、本銭の不足や負担増等の問題によって、予定通りに行くことはできなかったのである。

なお紹興三十一年以降、東南会子をはじめとする紙幣が発行され、和糶の本銭に用いられるようになると、本銭の不足問題は解消された。ところが今度は本銭の支払いを通じて紙幣が増発され、紙幣価値の下落・物価の騰貴という新たな問題が発生することとなった。<sup>(21)</sup>和糶の本銭における紙幣の使用は乾道年間から見られるようになり、淳熙十四年には浙西提挙常平司・淮東総領所・淮西総領所が、一回の和糶で計百万貫近い紙幣を本銭に用いている。十三世紀に入ると、紙幣の総発行額は六億貫を超えるまでに膨張し、和糶の本銭にもより多額の紙幣が用いられるようになった。開慶元年（一二五九）には浙西・江東・江西・湖南路で五百六十万石を和糶した際に、支払いは東南会子一色でなされたというし、景定四年頃には毎歳実に紙幣七千万〜八千万を印造し、それを本銭として、浙西・江東・江西路において米八百余万斛を和糶したとの史料も検索される。<sup>(22)</sup>こうして増発された紙幣は価値下落して物価の騰貴を招

き、社会を混乱に巻き込んだのである。

以上に見た通り、和糶には問題が多かったことから、江東・江西・湖南等路から国境の軍隊へ送られる軍糧米の一部を割き、臨安へ送られる上供米の欠額を補填するという措置も取られた。本項の初めに述べた如く『宋会要』食貨四〇—四〇「市糶糧草」、乾道元年正月二十日条によれば、この時臨安へ送られる上供米は八十万石に過ぎなかったが、補填のため

詔江西転運司、於已科合赴淮西總領所交納隆興二年上供米内、改撥三十万碩前来行在送納。

とある通り、江西転運司に命じ、江西路から淮西総領所へ送るべき隆興二年の上供米のうち、三十万石を撥して臨安へ送納させている。朱熹『朱文公文集』卷九四「敷文閣直学士李公墓誌銘」には、前項においても引用した、司農卿李椿の省倉の支出に關する上奏が、文言の一部異なる内容で載せられているが、その一節に

公（李椿）請給南庫錢以足歲糶之數、又糶洪・吉・潭・衡軍食之余、及鄂商舡并取江西・湖南諸寄積米、自三總領所送輸以達中都、常使及二百万石為一歲備。

とある。即ち李椿は左藏南庫から資金の融通を受けて歳糶、即ち平江府・臨安の和糶場及び省倉における年間の和糶額を充足する以外に、江西・湖南路の軍糧米の余りを、総領所を経由して臨安へ送らせようとしたことが知られる。

また上供米の欠額・和糶の不振を補うため、豊作時に浙西路等で和糶を行い、買い上げた米を省倉へ収納して備蓄に努めるといったことも行われた<sup>23</sup>。既述の如く、省倉中界・下界が拡張されたのも、言うまでもなく備蓄額を増やすためである。省倉では倉庫運用の無駄を省くため、倉庫の余った米を再購入する坐倉収糶も頻繁に行われた<sup>24</sup>。しかし省倉の備蓄については、右の「敷文閣直学士李公墓誌銘」に見える李椿の上奏に

京師月須米十四万五千石、而省倉之儲多不能過兩月。

とあり、『歷代名臣奏議』卷二七一が載せる李椿の上奏には

〔省倉〕椿管米斛不滿百萬、止可為七月之計、豈可恃以為足。

とあることからすると、二、三箇月、多くとも半年分程度の備蓄がようやくのことではなかったかと思われる。そもそも高温湿潤な気候の江南において、大量の米を長期にわたって貯蔵することは不可能であった筈で、備蓄は上供米の欠額・和糶の不振を根本的に補填する対策とはなり得なかったであろう。省倉に収納される米を調達することは、容易ではなかった。

## 二 救済用の倉庫

### 1 常平倉

臨安（杭州）には北宋時代から常平倉が設置されていた。場所は『咸淳臨安志』卷五五「官寺・倉場庫務・臨安府」によれば、余杭門内の師姑橋である。常平倉とは本来穀価の調整を機能とする倉庫であり、本錢を以て穀物を購入・貯蔵しておき、水旱等によつて穀物が不足し、価格が騰貴した際、賑糶を行った。もつとも宋代においては、常平倉以外の倉庫も賑糶を行ったが、それらの賑糶は総じて穀価調整策というよりも、市価より安く穀物を出売することによつて、貧民の食糧難を救済しようとする措置であった。また宋代の常平倉は賑糶の他に賑貸・賑濟等も実施しており、こうした点からも同倉の救済機関としての性格が強まっていたことがうかがえる。

常平倉は北宋時代、新法の一つ青苗法と結びつくことによつて広く普及し、王安石が引退し、神宗が崩御して旧法党政権になつてからも機能し続けた。例えば元祐四年（一〇八九）～六年の間に知杭州をつとめた蘇軾が救荒策を实

施した際、常平倉からの賑糶がその中心的存在となっており、上供米の削減・和糶の中止・官錢の放出等とリンクして、一定の成果をあげたと評価されている<sup>(26)</sup>。

ところが北宋末の徽宗時代（一一〇〇～一一二五）になると、常平倉の本錢が花石の購入等に流用されるようになり、常平倉は機能しなくなる。南宋時代に入ると、本錢・貯蔵米が軍事費・軍糧に流用されて大幅に減少しただけでなく、新法に対する反動のため、常平倉は一旦廃止されてしまうのである。常平倉は建炎二年（一一二八）には復活されるが、その後も総じて見れば、常平倉の本錢・貯蔵米は軍事費・軍糧に流用されたり、他の官司によって借用される<sup>(27)</sup>ことが多く、救済用倉庫としてはほとんど機能していなかったといわれている。南宋の臨安においても、常平倉が救済用倉庫として運用され、賑糶・賑済が行われたことを明示する史料は少なく、管見の限り紹興年間（一一三一～一二二）末から乾道年間（一一六五～一七三）初めにかけて五例が、慶元五年（一一九九）に一例が目撃されるのみである（表1 No. 2～6、15<sup>(28)</sup>）。

また賑済の実態を見ると、例えば隆興二年（一一六四）十二月、臨安城内外の貧民及び外部から流移してきた人々に対し、常平倉から半月分の食糧に当たる米を支給しようとしたところ、貯蔵米が少ないので、やむなく省倉下界から借撥することになっている米二万石のうち、既に借り出してしまった千二百石を除く一万八千八百石を用いたというのである（表1 No. 5）。もともと貯蔵額が少なかった上に、賑糶・賑済が連続して実施された後も、和糶等による補填が行われなかったか、行われても貯蔵米は他の使途・官府に流用・借用されてしまったからであろう。乾道年間以降になると、常平倉による賑糶・賑済は、右に述べた通り慶元五年に一例検索されるのみである。臨安の常平倉は、十三世紀に入ると形骸化してしまっただけと思われる。

## 2 豊儲倉

臨安に設置された救済用倉庫の中で、最も活発に機能したのは豊儲倉である。豊儲倉の設置については、『建炎以來朝野雜記』甲集卷一七「豊儲倉」に

豊儲倉者、紹興二十六年夏始置。……韓尚書（仲通）在版曹、乃請別儲粟百万斛於行都、以備水旱、号豊儲（四月戊戌）。

とあり、『要録』卷一七二、紹興二十六年四月戊戌条に

戸部尚書韓仲通言、今斗米為錢不滿二百、正宜積穀之時。如輦轂之下、諸軍雲屯、仰哺太倉、終歲之用、亦有餘數。若歲取所余之數、別置倉廩貯積、以二百万石為額、常以新易陳、闕即補之、遇有水旱、助給軍食、減價出糶、以資民用、實為經久之利。從之。

と見えている。これらの記事によれば、紹興二十六年四月、戸部尚書韓仲通の奏請に基づき、太倉（省倉）の余剩米を以て別に百万石を貯蔵する豊儲倉を置き、水旱等の非常時に価を減じて賑糶させようとしたことが知られる。なお設置場所は、前節でも述べた通り、当初臨安の東側城壁北部の東青門外であったが、乾道五年、省倉中界と入れ替わる形で城内北部の倉橋の東へ移転した。東青門の外も大運河から菜市河と呼ばれる水路が通じており、漕運に便利な場所であった。

では豊儲倉はなぜ設置されたのであろうか。前述の通り、臨安の常平倉は南宋時代に入るとほとんど機能しなくなっていたと見られる。しかし臨安で水旱等による米の供給不足、疫病の流行や火事等が起こった場合、救済措置として賑濟・賑糶は不可欠であった。また臨安（杭州）は北宋時代から、周辺地域が水旱等に見舞われれば大量の流民が食糧を求めて押し寄せる都市であった。<sup>(20)</sup>南宋時代に入ると、江南には江北から戦乱や金の支配を逃れて多くの人々

が流入してきた。江北からの流民は、南宋と金が戦争状態にある時、増加する傾向にあり、南宋初期においては、宋金和議が締結される紹興十一年までの間に多かつた。<sup>(20)</sup> そうした人々の一部は臨安にも流入したのである。江南の周辺地域から、或いは江北から臨安へ入ってくる流民の多くは着の身着のままの状態であり、放置しておけば社会不安や治安の悪化等を招くことになる。それ故、彼らに対して賑濟・賑糶を行う必要があつたのである。さらに流入してきた流民は下層民・貧民として住み着くことが多く、彼らが長雨や嚴寒等によつて屋外での仕事ができず、生活が苦しくなったり、自存自活できなくなったりした場合にも、賑濟・賑糶が実施されなければならなかつた。<sup>(21)</sup>

豊儲倉が設置される以前においては、前項でも触れた通り、主に省倉の貯蔵米が賑濟・賑糶に充てられていたと見られる。しかし省倉の運用には基本的に余裕がなかつたため、救済用の倉庫を別途に設置する必要性は絶えず為政者側に意識されていたと考えられる。豊儲倉が設置された紹興二十六年は、金との間に和議が締結されて十年以上が経過しており、南宋・金の関係は平和な状態にあつた。生産が回復する一方、国境における軍糧の需要は減少し、省倉の貯蔵にも余剰が生じていた。恐らくそうした事情から、この時豊儲倉が設置されたのであろう。また秦檜を中心とする和平派の官僚は、和議締結の頃から臨安を事実上の都として建設・整備する事業を本格的に始め、以後紹興二十六、七年までの間に、主要な祭祀施設・宮殿・諸官庁が続々と新設・改修されていった。<sup>(22)</sup> 豊儲倉はこのような臨安建設事業の一環として設置されたとも言えよう。

豊儲倉は、『宋史』卷一六五職官志「司農寺」に付属機関としてその名が見えている如く、司農寺に属した。ところが頗る長文のため原文の引用は避けるが、『宋会要』職官二六一〇～二二「司農寺」、淳熙九年（一一八二）七月十九日条によれば、この時以降、尚書右司員外郎が提領官として豊儲倉に派遣され、司農寺とは別に収納・貯蔵米の点検や、監官の考課等を担当するようになったことが知られる。またこの史料には「朝廷の指揮を奉ずるにあらざれ



ば支撥を許さず、別に赤曆を置いて提領官結押し、司農寺の收支する經常の米数と袞同するを許さず」とあって、朝廷（三省・樞密院、即ち宰相<sup>③</sup>）の許可がなければ豊儲倉は貯藏米を支出することができなくなっており、且つ司農寺所管の米の收支に豊儲倉の米を充てることも禁止されている。即ち朝廷が豊儲倉を強い監督・統制下に置こうとしているのである。これは豊儲倉の重要性が高まるに伴い、貯藏米が他の使途、特に司農寺が管理する省倉の補填に流用されるのを阻止しようとしたためと考えられる。なお豊儲倉は拡張されていき、貯藏額は乾道六年に百三十万石、淳熙十五年には百五十万石に達したことが確認される。淳熙七年には余杭門外の佐家橋の北に、豊儲西倉も設置された。<sup>(34)</sup>

では豊儲倉に収納される米は、どのように調達されたのであろうか。『宋史』職官志「司農寺」には、豊儲倉の収納米について

初、紹興以上供米余数椿管別廩、以為水旱之助、後又増広収糶。

とあり、当初上供米の余剰が充てられたが、後には広く和糶を行って米を収納したと記されている。豊儲倉に収納される米の和糶には、地方で実施され、買い上げた米を臨安へ輸送するケースがあった。和糶が行われたのは、省倉に収納される米の和糶と同様に、主として両浙、特に浙西路であった。『宋会要』食貨四〇―五三「市糶糧草」、乾道八年十一月十一日条に

詔、浙西諸州軍今年和糶米斛、共六十二万碩、除秀州已糶米一十万碩、赴豊儲倉送納外、平江府取撥一十万碩、常州一十二万碩、並起発赴淮東総領所大軍倉交納、令本府守臣与総領同共認数椿管、不得擅行支使、余并尽数起発赴行在豊儲倉送納。

とある。右の史料によれば、この年浙西路で計六十二万石を和糶することが計画され、既に秀州で十万石を糶して豊

儲倉へ輸送した他、平江府で十万石、常州で十二万石を和糶して淮東総領所の大軍倉へ送納し、その余の和糶米は尽く豊儲倉へ輸送させることにしたのである。また同書食貨四一―二二「和糶雜録」、淳熙十六年十二月五日条には、浙西路に封樁庫の会子四十万貫を本錢として支降し、米二十万石を和糶して豊儲倉へ送らせたと見えている。さらに同書食貨四〇―五〇―五一「市糶糧草」、乾道六年十二月二十一日条には、両浙転運司に委ね、両浙の州軍において本錢計十七万七千七百貫余りを用い、豊熟の場所に和糶場を置いて米を和糶し、豊儲倉へ送らせたと記されているが、この時も和糶が行われたのは、主として浙西路の州軍であったと推察される。

一方、『宋会要』食貨四一―二二―二三「和糶雜録」、淳熙十二年十月十四日条には「司農少卿吳燠に詔し、豊儲倉に就きて時に趁じ米二十万石を和糶し、合に用うべき本錢は封樁庫より先に樁管せる会子四十万貫を支降す」とあるように、和糶は臨安の豊儲倉においても行われた。豊儲倉で和糶される米がどこからどのように調達されたのか、史料的に明らかにはならないが、恐らくそのほとんどは省倉で和糶される米と同じく浙西路で生産され、客商が大運河を利用して臨安へ運び込む米であったと推測される<sup>⑤</sup>。なお上記の諸史料からすると、豊儲倉に収納される米の一回の和糶額は、二十万―四十万石程度であったことが知られる。

先に引用した、豊儲倉の設置に関する『要録』の史料によれば、豊儲倉は賑糶用の倉庫として設置されたこととなる。しかし表1の如く、豊儲倉が実施したのは、ほとんどが賑濟であった。賑濟は外部からの流民、臨安城内外に住する下層民・貧民の他、火事や疫病等の被災者も対象としていた。一回の賑濟において豊儲倉から支出される米の額は二千―三千石、多い時には五万―七万石に及んでおり、賑濟の対象者も二十万人を越えることがあった。また一人あたりの米の支給額は、大人で五升―二斗とかなり開きがあった。賑濟は一定期間継続して行われる場合もあり、その際には大人一人あたり一日一升の米が支給された事例がある。

なお南宋時代に設置された救済用倉庫は、賑糶を行うことが一般的であったといわれる<sup>(36)</sup>。そもそも賑濟は、重大な天災に見舞われた際に、もしくは自存するあたわざる最下層の人々を対象として実施された。臨安の豊儲倉が賑濟を行ったのは、自存自活できない貧民が多かったというよりも、都ならではの優遇措置という側面が強かったと解釈すべきであろう。

豊儲倉による賑濟は、十二世紀の後半から史料に現れるようになり、十三世紀に入ると増加傾向にあったことが看取される(表1参照)。こうした背景には様々な理由の存在が想定されるが、水旱等に伴う米の供給不足、疫病の流行や火事等が頻発したというよりは、やはり臨安における、救済を必要とする人口の増加があったと見られる。そしてその中心となったのは、流民や下層民・貧民であろう。特に注目すべきは江北からの流民である。既に述べた通り、江北からの流民は南宋と金が戦争状態にある時、増加する傾向にあった。豊儲倉が設置された後、南宋と金は紹興三十一年〜乾道元年の間に開戦した以外は、平和な状態にあった。ところが十三世紀に入ると、開禧二年(一一二〇)〜嘉定元年(一一二〇八)にかけて宋金の間に戦端がひらかれ、嘉定十年以降は南宋と金、さらにモンゴル帝国とが恒常的な戦争状態にあったため、大量の流民が江北から江南へ流入した<sup>(37)</sup>。流民の一部は臨安に流入し、且つその多くは臨安に住み着き下層民・貧民として生活したと考えられ、こうした流民や下層民・貧民に対する賑濟が必要になっていった。主としてこのような事情から、時代が降るにつれて豊儲倉による賑濟の回数が増加したのである<sup>(38)</sup>。

豊儲倉の実際の貯蔵額については、淳熙十五年に八十七万石という数字が残っている<sup>(38)</sup>。前述の如く、当時豊儲倉は百五十万石を貯蔵することが可能であったから、その半分程度であったことになる。また『歴代名臣奏議』巻二七二所載の、十三世紀の初め頃になされたと思しき<sup>(39)</sup>駕部員外郎李鳴復の上奏に

其米斛之在京城者、可得而言也、曰兩豊儲、曰中・下界、其倉凡四、以石計之、總不過二百万、水旱之科撥、歲寒之賑濟、閏月之貼降、皆於焉取之、此猶常程也。

とあり、省倉中・下界及び豊儲倉・豊儲西倉の貯蔵米の合計が二百万石を過ぎない、との記事も見られる。しかし豊儲倉の運用は、省倉と比べると余裕があったようで、臨安府の属県の他、嚴州・衢州・紹興府・温州・台州・処州等における賑濟・賑糶のために貯蔵米を放出している事例が検索される<sup>10)</sup>。賑濟の回数が増加したとはいえ、実施が不定期で、且つその際に放出される米の額も、一回の和糶によって買い上げられる米の額と比べると少なく、省倉のように恒常的に多額の米を支出する必要がなかったからであろう。しかし貯蔵米が少ない時に、救済用の米に対する需要が増したりすれば、豊儲倉の貯蔵米では足りなくなり、他の倉庫の貯蔵米も支出して賑濟・賑糶が実施された。例えば淳熙八年九月～十二月にかけて、豊儲倉から米三万石を供出し、臨安府及びその属県に付して賑濟に充てた他、省倉をはじめとする諸倉からさらに計七万三千石を撥して賑濟を行わせている(表1 No.9～11)。その理由として、当時臨安では疫病が流行しており、賑濟用の米に対する需要が増大し、豊儲倉の貯蔵米だけでは不足したことが想定される。

また豊儲倉の貯蔵米が不足した際には、臨安に居住する富民(裕福な米商人・高級官僚・皇族等)を勧誘して米を供出させるという措置も実施された。このような人々は職業柄、あるいは多数の従者・食客等を抱えていたため、多量の米を備蓄していた。また臨安が米不足に陥った時などは、さらなる需要の増大・米価の高騰を見越して、権力・財力にまかせて米を買い占めるようなこともあったであろう。富民に米を賑糶させている事例として、『宋会要』食貨六八一～一〇四「賑貸」、嘉定元年十二月八日条に

臣僚言、都城近日糶価増長、細民艱食、瞽瞍然皆謂、目今米斗一千、未聞施惠之令。乞令臨江(安の誤り)府

守臣、以礼勸諭豪富蓄米之家、稍損時価、広行賑糶。宰執而下、顧募僉人、米数多者、亦時暫裁損、以備糶濟。  
……従之。

とあり、臨安における糶価の騰貴に際し、知臨安府に命じて米を備蓄する富民を勧誘し、時価よりも安く米を賑糶させたこと、また宰執以下の官僚で従者・傭人等を多数抱え、支給する米の多い者にはその額を節減させ、賑糶に備えさせたことが知られる。開禧二年五月、嘉定元年九月にかけて宋金間で戦争が生じており（いわゆる開禧用兵）、江北から江南へ押し寄せる流民は「嘉定元年、淮民大いに饑え、草木を食らい、江・浙に流れる者百万人」（『宋史』巻六七五行志「土」）と記される状態であった。百万人というのは誇張であろうが、大量の流民の一部が臨安にも流入したのである。この時には豊儲倉の米を用いて流民を賑濟しているものの（表1 No.20・21）、それだけでは足りず、食糧（米）に対する需給が逼迫して価格の騰貴を招いたため、かかる措置が取られたと考えられる。

### 3 南宋時代後半における倉庫の新設

十三世紀に入ると、臨安には省倉・常平倉・豊儲倉以外にも、米を貯蔵する倉庫が新設された。これらの倉庫に關して、『淳祐臨安志』巻七「城府・倉場庫務・諸倉」、『咸淳臨安志』巻九「行在所録・監當諸局」にまとまった記述がある。そこで主にこの二つの史料に基づき、若干の検討を試みたい。まず端平元年（一二三四）、浙西転運使の趙与籌によって、余杭門外の徳勝橋の東に端平倉が設置された。敷数は五十六であり、淳祐十二年（一二五二）咸淳五年（一二六九）に重修されたという。平糶倉は淳祐三年、当時知臨安府となっていた趙与籌が城内東北部、塩橋の北にある仙林寺東に設置した倉庫で、淳祐八年に拡張された。敷数は二十八、貯蔵額は六十万石であった。淳祐九年には知臨安府趙与籌によって、城内北部余杭門内の斜橋南に淳祐倉が設けられた。その貯蔵額は百二十万石であっ

た。同倉は景定三年に重修され、敷数は百となった。このように、これらの倉庫はいずれも転運使・知臨安府の趙与籌が設置しており、設置当初は個人的・地方的な性格の強い倉庫であったと言えよう。設置場所は城内北部及び余杭門の外であり、大運河に近く、漕運の便のよい所であった。また淳祐倉は貯蔵額が百二十万石であるから、省倉・豊儲倉と比較しても決して小規模な倉庫ではなかった。

端平倉・平糶倉・淳祐倉の本来の機能は賑糶であった。『淳祐臨安志』「城府・倉場庫務・諸倉」は平糶倉の機能を「毎歳斂散し、以て市価を平らぐ」と記している。これは臨安の米価が騰貴すれば平糶倉の貯蔵米を賑糶し、低落すれば米を高価で買い上げ、米価を安定させることを意味していると理解される。平糶倉・端平倉が現実に賑糶を行っていたことについては、具体的な史料も残っている(表1 No.33、38～40)。

『咸淳臨安志』「行在所録・監当諸局」によれば、これらの倉庫に収納される米は専ら和糶によって調達された。同史料は端平倉に貯蔵される米について「以て漕糶を儲す」と記している。この一文は、大運河を漕運されてくる米を平糶倉において和糶し、収納・貯蔵することを意味していると理解される。淳祐倉の収納米についても「儲米の帥司に糶する者を以てす」、即ち帥司の糶買する米を貯蔵したとある。帥司とは安撫司(浙西安撫司)の謂であり、その長官安撫使は知臨安府の兼任であった。従つて帥司の糶買する米とは、臨安府が糶買する米ということになる。平糶倉に関しては、『宋史』卷一七八食貨志「振恤」に

景定元年、臨安府平糶倉旧貯米數十万石、糶補循環、其後用而不補、所存無幾。有旨令臨安府收糶米四十万石、用平糶倉錢三百四万七千八百五十九貫、封樁庫十七界会子一千九十五万二千一百余貫、共湊十七界一千四百万貫、充糶本錢。

とあり、会子に換算して千四百万貫を本錢として、収納米を和糶したと見えている。各倉庫が和糶する米は、根拠と

なる史料は検索できないが、省倉や豊儲倉と同様に、浙西路で生産され、客商によって大運河を臨安まで運ばれてくるものが主であったろう。

では、なぜこのような倉庫が設置されたのであろうか。上述した如く、十三世紀に入ると、臨安において救済を必要とする人口が増大したと考えられる。救済用の倉庫としては豊儲倉があったものの、司農寺、さらには朝廷の統制下に置かれ、それらの許可無く貯蔵米を支出できなくなっていたため、臨安府・転運司のような地方官府は、緊急時に独自の裁量で運用できる倉庫を必要としたのであろう。因みに十二世紀末以降、臨安以外の地域においても、知州・知府等の地方官によって、賑糶を機能とする救済用倉庫が多数設置されるようになるという<sup>(2)</sup>。臨安の端平倉等は、南宋時代後半における、地方的な倉庫の林立という流れの中に位置づけられるとも見なされる。

もっとも『咸淳臨安志』「行在所録・監当諸局」には、淳祐倉について「其の後朝廷撥支して賑糶し、及び農寺に付して以て諸軍諸司に給す」とあり、時期は不明であるものの、朝廷が同倉の貯蔵米を撥して賑糶を行っただけでなく、貯蔵米が司農寺に付されて諸軍諸司、即ち臨安の兵士・官僚の俸給に充てられるようになったことが知られる。端平倉に関して「嘉熙三年、之を大農に帰し、苳むに京局官を以てし、而して宰士に領せらるること它倉の如し」とあり、嘉熙三年に所屬が臨安府から大農(戸部)<sup>(43)</sup>に変わり、京局官・宰士等の中央の官僚が管掌するようになったと見えている。平糶倉についても「今朝廷・大農の米、皆焉に入る」とあり、時期は定かでないけれども、朝廷・大農(戸部)所管の米が収納されるようになったという。右の諸史料を見ると、淳祐倉・平糶倉・端平倉は、いずれも臨安府・転運司から朝廷・戸部へ移管され、その貯蔵米は賑糶だけでなく、官僚・兵士等の俸給支払いにも充てられるようになっていたことが明らかになる。これらの倉庫は救済用のみならず、俸給米の不足に備える、省倉の補助的な倉庫としての性格・機能も併せ持つようになったのである。

### 三 公田法と倉庫

臨安の倉庫における米の貯蔵状況は、南宋末に公田法が実施されると一変したと云つて過言ではない。周知の如く、公田法とは金との国境地帯に駐屯する軍隊に対する軍糧の供給を充足する一方、農民にとつて重い負担となつていた和糶をやめ、且つ和糶の支払いのため増発され、価値下落・物価騰貴を招いていた紙幣の発行額を縮減し、さらには官戸・形勢戸による大土地所有（莊園制）の發展を抑制しようとの目的のもとに行われた。なお臨安に対する米の供給増大を目的の一つとする見解もある。政府は公田法を実施するに際し、民戸の所有地を二百畝に制限し、限外の所有地のうち、三分の一を強制的に買い上げるよう定めた。買い上げられた土地は公田と称され、その租米が軍糧や臨安における俸給・賑濟・賑糶に用いられたのである。租の額は秋苗の数倍に及んだ。公田法は景定四年（一二二三）二月より浙西路において始められ、江東・江西・湖南等の路に拡大される計画であつたが、実際には浙西路の、それも六府州軍（平江府・嘉興府・安吉州・常州・鎮江府・江陰軍）で実施されただけであつた。なお公田法開始後の景定四年八月、浙西路における和糶は中止された。公田法によつて、上記六府州軍では民田の二割に相当する三百五十万畝余りの土地が買い上げられたといわれる。<sup>(4)</sup>

公田の租米は鎮江へ運ばれて転般倉に収納され、軍糧に充てられた他、その一部は臨安にも送られ、省倉をはじめとする諸倉に収納された。黄震の『慈溪黄氏日抄分類』卷七二「申提刑司辨総所再欲追人状」には

都省照得、省倉下界交納兩郡（鎮江・常州）公田米、毎日不下一万余石。

とあり、鎮江・常州から省倉下界へ輸送される租米のみで毎日実に一万石を下らなかつたという。浙西路から臨安へ送られる公田の租米は、和糶によつて調達される米よりもはるかに多かつたと見られ、その結果臨安の倉庫は『咸淳



臨安志』卷九「行在所録・監当諸局・豊儲倉」に

浙右年為屢豊、租入益裕、江淮之大軍転般、陳陳相因、京師之端平・淳祐・平糶等倉、無所於谷、向蓄纔三月、今不啻三年耕之蓄矣。

と記されるような状態になった。ここに記される「三年耕すの蓄」とは、『礼記』『王制』に見える「三年耕せば必ず一年の食有り」、即ち一年分の蓄積ということであろう。端平倉・淳祐倉・平糶倉の貯蔵額は、かつて三箇月分しかなかったのが、公田の租米が収納されるようになったため増加し、このままでは租米が送られてきても貯蔵する場所がない、というのである。三箇月・一年という数字はもとより比喩的なものであろうが、租米が運ばれるようになって、倉庫の貯蔵が充溢したことは事実として受け取って良いであろう。

それ故、臨安では公田の租米収納を目的として、倉庫の拡張・新設が行われた。『咸淳臨安志』「行在所録・監当諸局・豊儲倉」には、右に引用した記事の前段に

景定四年、以公田租浩瀚、諸倉不足以受、乃詔即豊儲増倉、刑部尚書兼檢正洪燾位其役。咸淳二年八月成、為教百。

とあり、「臨安に送られてくる」公田の租米は膨大であるが、他の倉庫が既に満杯であるため、景定四年、刑部尚書兼檢正の洪燾に詔が下り、豊儲倉に対する拡張工事の施されたことが知られる。工事の結果、教数は百になったという。なお豊儲倉に納められた公田の租米は、他の倉庫にも融通された。『宋史』卷一七八食貨志「振恤」に

咸淳元年、有旨豊儲倉撥公田米五十万石付平糶倉、遇米貴平価出糶。

とあり、豊儲倉から平糶倉に公田の租米五十万石が回されたことが知られる。また『咸淳臨安志』「行在所録・監当諸局・端平倉」によれば、咸淳五年に端平倉が重修されているが、これも公田の租米を収納するためと考えられる。

公田の租米収納を目的として設置されたのは咸淳倉である。咸淳倉に関しては、やはり『咸淳臨安志』「行在所録・監当諸局・咸淳倉」に

咸淳四年、朝廷議建廩、増貯公田歲入之米、乃捐錢買瓊華廢園、益以内酒庫柴炭屋地、命臨安守潛説友創建。凡為敖百、為間五百有二、為米六百万石。

とあり、咸淳四年に朝廷が費用を出し、東青門内の殿前司後軍歩軍軍營の北にある、瓊華園という当時廢園になっていた庭園、及び内酒庫の炭・柴を保管する地を買い上げ、知臨安府の潛説友に命じて建設させた倉庫であったこと、敖数は百、公田の租米六百万石を収蔵できたことが知られる。六百万石といえば、北宋時代の東南六路からの年間上供額に相当する。かかる倉庫が建設されたことは、臨安へ送られる公田の租米の多さを物語っていると言えよう。

もともと公田法には問題が多かった。公田の買い上げに際しては、既述のように民戸の所有地が二百畝に制限され、それを超える所有地の三分の一が買い上げられたが、現実には詭名挟（析）戸を帰併させると称し、所有地が二百畝に満たない場合も買い上げの対象とされた。また土地買い上げの代金支払いに用いられた紙幣・告身・度牒・銀等のうち、銀以外は棄物に等しいといわれ、買い上げは事実上没収に等しかった。公田を管理する荘官が公田の佃戸を搾取する、公田の管理機関である分司が荘官・佃戸を搾取するという問題が生じたし、政府が土地を買い上げた後、もしそれが薄瘠地であれば、もとの売り主に肥沃な土地と交換させる、佃戸が租の納入を欠いた時も、もとの売り主に代納させる、といったことも行われた。<sup>46)</sup>

このような状況に加え、租米のうち、軍糧に充てる米は糙米で良かったが、臨安へ送る米は糙米を精米して白米にしなければならず、そのため糙米一石毎に一斗八升を増納させた。<sup>46)</sup> また『宋史』卷一七三食貨志「農田」には

咸淳三年、京師糶貴、勒平江・嘉興上戸運米入京、鞭笞囚繫、死於非命者十七八。太常寺簿陸達謂、買田本以免

和糶、今勸其運米、害甚於前。

とある。臨安で米を和糶する際に価格が騰貴したため、平江府・嘉興府の上戸に強制して公田の租米を運ばせた<sup>(c)</sup>が、命じられた額が多く、調達・輸送が困難だったからであろう、命に従うことができず、死刑を含め、処罰される者が十の七、八に及んでいる。公田法は和糶を免除するため実施されたのにもかかわらず、租米を強制的に臨安へ運ばせるため、弊害は以前よりも甚だしい、というのである。公田法は民戸の土地を強制的に買い上げ、重い租を課したのみならず、右の如く問題が多かったため、多くの批判を浴びることとなった。

## おわりに

本稿は長大であり、論点多岐にわたったため、論旨を今一度要約しておく。臨安の倉庫のうち、官僚や兵士等の俸給米を貯蔵する省倉は戸部に属し、直接的には司農寺（一時的に倉部）の管理下に置かれ、高宗が臨安に移住した後、管理体制が整備された。省倉に収納される米は、基本的には上供によって調達された。南宋時代になると淮南路が上供の対象から外れ、江東・江西・湖北・湖南路の上供米も軍糧として国境の軍隊のもとへ送られたため、省倉の米は専ら浙西路からの上供米に依存することになったが、それだけでは需要を満たし得ず、不足分は主に浙西路の米を和糶することによって補填するよう定められた。しかし和糶には問題が多いため、補填は容易なことではなく、米を調達するため複雑なやり繰りがなされていた。

北宋時代の杭州には常平倉が設置されており、水旱等に備えて賑糶用の米を貯蔵したが、南宋時代に入るとほとんど機能していなかった。臨安における救済用倉庫の中核をなしたのは豊儲倉である。豊儲倉は常平倉に代わる救済用

倉庫が必要であるとの認識のもと、臨安建設事業の一環として設置されたと見られ、司農寺に属し、収納米は主に浙西路の米を和糶することによって調達された。豊儲倉は専ら賑濟を行い、その回数は時代が降るに従い増加した。その背景には江北等から臨安へ流入する流民や、臨安で生活する下層民・貧民の増大があったと考えられる。豊儲倉の運用には比較的余裕があったものの、賑濟用の米が不足する時があり、そうした場合には他の倉庫から、或いは富民を勧誘して米を供出させる等の対策が取られた。

十三世紀に入ると、臨安には端平倉・平糶倉・淳祐倉という救済用の倉庫が新設された。これらの倉庫は当初浙西転運司・臨安府に属し、賑糶を本来の機能としたが、いずれも運用が朝廷・戸部へ移管され、貯蔵米は官僚・兵士の俸給支払いにも充てられてようになった。なお収納される米は、浙西路の米を和糶によって調達していたと推察される。南宋末に公田法が実施されると、公田の租米が臨安の各倉庫にも収納されるようになり、倉庫の貯蔵は充溢した。

このように見てくると、臨安の各倉庫に収納される米は、南宋初期から主として浙西路に依存していたと言えることができる。浙西路の生産力は高いものの、秋苗米の上供・和糶を通じて米を調達するやり方では、最も重要な倉庫である省倉の運用は安定しなかった。結局、臨安の倉庫の充溢は、軍糧の充足と同様に、従来の上供や和糶とは異なる、公田法という新たな方法によらざるを得なかったのである。また豊儲倉が活発に機能し続け、それ以外にも救済用の倉庫が数多く設置されたことは、北宋の開封と比較して臨安の倉庫の特徴であり、かかる点に、流民の流入とそれに伴う下層民・貧民の増大という問題を抱えていた臨安の姿を看取することができるように思われる。

今後の課題として、臨安の倉庫と、北宋の開封をはじめとする、他の王朝の都に設置された倉庫とのより本格的・徹底的な比較検討を行うことが挙げられる。また民間の商人による、臨安の住民に対する米の調達・供給がどのよう

に行われていたのかについても、具体的な検討が必要である。さらに上供制度が南宋時代に入り変質していく経過を、兵制や軍隊への補給体制と絡めてより詳細に跡づけることも、課題として指摘されよう。

表1 臨安における倉庫による賑濟・賑糶一覧

No.	年号	年	月	日	賑 恤 の 内 容	出 典		
1	紹興	2 (1132)	8	9	火事の被災者で貧孤にして自存できない者に対し、省倉から米2,000石を出し、臨安府に付して賑濟せしむ。	『宋会要』食貨59-23、68-121		
2			31	正	22	雪寒により細民が艱食しているため、臨安府・属県をして常平米を取撥し、市価の半ばを減じて賑糶せしむ。	『宋会要』食貨59-36、68-124	
3	隆興	元 (1163)	12	25	運河の河道が浅渋し、客商の運ぶ米が至らないので、住民が食糧難に陥ることを慮り、臨安府に詔し、常平米を価を減じて出糶せしむ。	『宋会要』食貨62-39		
4			2	8	23	米価増貴し、細民が艱食したため、臨安府に詔し、常平倉から米2万石を出し、賑糶せしむ。	『宋会要』食貨58-2、59-40、68-62	
5				12	12	常平米を取撥し、臨安城内外の飢貧及び流移の人を賑給すべく、半月分の食用米として、大人1人あたり1斗5升、子供はその半額を支給しようとしたが、常平倉の貯蔵米が少ないので、やむなく省倉下界から借撥することになっている米2万石のうち、既に借り出してしまった1,200石を除く1万8,800石を充てることにした。	『宋会要』食貨60-12~13	
6	乾道	元 (1165)	正	22	浙西の州軍が水旱に見舞われ、飢貧の人戸が臨安にやって来て、城内外において救いを求めているため、常平義倉の米斛を支撥し、近城の寺院12箇所において給散養濟す。	『宋会要』食貨60-13		
7			9	閏正	17	雪寒により細民が艱食しているため、左藏南庫から会子6,000貫、豊儲倉から米3,000石を撥して臨安府に付し、貧乏にして自存できない者に対し、1名あたり錢200文・米1斗を支給せしむ。	『宋会要』食貨58-12、59-52、68-73	
8	淳熙	7 (1180)	8	13	行在で米価が騰貴したので、諸倉から米10万石を撥し、臨安府の守臣に命じて措置せしめ、場を置き低価にて出糶せしむ。	『宋会要』食貨68-76		
9			8	9	27	豊儲倉に詔し、米3万石を撥して臨安府・属県に付し、2万石を嚴州・属県に付し、各々賑濟せしむ。	『宋会要』食貨68-77	
10					28	知臨安府王佐の言に従い省倉から米3,000石を撥し、城外の饑民を賑濟す。	『宋会要』食貨68-77	
11				12	17	行在の米価やや増すため、諸倉の椿管米より7万石を取撥し、臨安府に委ねて賑糶せしむ。	『宋会要』食貨68-78	
12				14	正	22	封椿庫から錢10万貫、豊儲倉から米5万石を出し、臨安城内外の貧乏老疾の人を賑濟す（1人あたり錢400文・米2斗を支給）。	『宋会要』食貨68-85
13	紹熙	2 (1191)	2	6	雪寒により細民易からず、豊儲倉から米5万石を支し、臨安府守臣に付して城内外の貧乏老疾の人を賑濟せしむ。	『宋会要』食貨68-91		
14	慶元	元 (1195)	正	26	内藏庫から錢1万貫、豊儲倉から米3,000石を出し、臨安の守臣徐誼に付して貧病の民を給養せしむ。	『宋会要』食貨58-21		
15			5	5	17	臨安府に詔し、常平錢米を支給し、城内外の貧乏老疾及び旅店にありて病患闕食する人に賑濟を行う。	『宋会要』食貨68-101	
16	嘉泰	元 (1201)	7	21	封椿庫から会子、豊儲倉から米を出し、火事の被災者に対し、大人1人あたり錢500文・米5升、子供1人あたり錢200文・米2.5升を支給す。	『宋会要』食貨58-23		
17	開禧	2 (1206)	正	11	雪寒により細民易からず、豊儲倉から米5万石を支し、臨安府城内外の貧乏老疾の人を賑濟せしむ。	『宋会要』食貨68-103		
18			3	4	12	豊儲倉から米3,000石を取撥し、臨安府城内外の細民の病人に給散せしむ。	『宋会要』食貨58-28	
19	嘉定	元 (1208)	8	戊辰	豊儲倉の米を出し貧民を賑わす。	『宋史全文』卷30、 『備要』卷11		

20			12	18	封樁庫から会子2,000貫を支降し、豊儲倉から米2,000石を撥し、淮浙州軍からの流民を賑給せしむ。12月21日から大人1人1日錢10文・米1升を支給す。	『宋会要』食貨68-104		
21			2	4	4	江浙からの流民850戸、計3,676人を本貫に帰すにあたり錢991貫375文・米99石1斗を、淮南からの流民を本貫に帰すにあたり錢2,332貫980文・米1,796石4斗を支給し、錢は封樁庫、米は豊儲倉より支降す。	『宋会要』食貨68-104 ~105	
22				4	8	封樁庫から会子3,000貫を支降し、豊儲倉から米2,000石を撥して細民の病人に支給す。	『宋会要』食貨68-105	
23			3	5	癸丑	久雨を以て豊儲倉の米を出し、貧民を賑わす。	『宋史全文』卷30、 『備要』卷12	
24			12	12	9	嚴寒により細民易からず、豊儲倉より米2万石を支援して臨安府に付し、日下に賑濟す。	『宋会要』食貨68-108、 『後村先生大全集』卷87「玉牒初草」	
25			13	4	2	詔して封樁庫から会子1,520貫、豊儲倉から米730石を撥し、臨安府に付し、両淮等からの流民に支給せしむ。	『宋会要』食貨68-108	
26				12	7	詔して封樁庫から会子28,116貫、豊儲倉から米3,439石8斗を出し、火事の被災者に給散す。	『宋会要』食貨58-32 ~33	
27	宝慶	元		2	戊午	豊儲倉から米7万5,000石を出して臨安の貧民を賑わす。また禁軍等を給糒するに差あり。	『宋史全文』卷31	
28				4	辛亥	豊儲倉の米8万石を出し、臨安の貧民を賑わす。	『宋史全文』卷31	
29			3	11	甲辰	雪寒により糶価が高騰したため、豊儲倉から米7万石を出し、民を紓める。	『宋史全文』卷31	
30	紹定	元		正	丙申	雪を以て豊儲倉から米7万石を出し、民を紓める。	『宋史全文』卷31	
31				4	9	庚寅	封樁庫の錢・豊儲倉の米を出し、火事の被災者を賑わす。	『宋史全文』卷32
32				5	11	辛酉	陰雨を以て豊儲倉の米5万石を出して民食を紓める。	『宋史全文』卷32
33	端平		3	7	癸巳	久雨を以て端平倉の米1,000石を出し、市直を平らかにす。	『宋史全文』卷32	
34	嘉熙	元		12	丙午	豊儲倉の米10万石を出し、臨安府の貧民を賑贈す。	『宋史全文』卷33	
35			3	3	癸未	豊儲倉の米20万石を出し、臨安の貧民を賑糶す。	『宋史全文』卷33	
36	淳祐		7	6	甲辰	豊儲倉の米30万石を出し、糶価を平らぐ。	『宋史全文』卷34	
37				9	8	丁未	赤軍司の支遣匱乏するにより、毎年豊儲倉の米3,000石・封樁庫の官倉2万貫を給し、その贍軍を助ける。	『宋史全文』卷34
38	宝祐		4	2	庚辰	連雨やまざるを以て平糶倉より2万石を撥し、価を減じて接糶す。	『宋史全文』卷35	
39				6	9	己巳	平糶倉の米2万9,900石を出して賑糶し、弊積を回収す。	『宋史全文』卷35
40	開慶	元		2	壬辰	平糶倉の米2万9,900石を出し、都民を賑わす。	『宋史全文』卷36、 『宋史』卷44	
41	景定		2	5	己丑	雨やまざるを以て、豊儲倉の米5万石を出し、都民を賑わす。	『宋史全文』卷36、 『宋季三朝政要』卷3	
42				8	癸巳	久雨を以て、封樁庫の積20万を出して三衛を賑わし、豊儲倉の米□(原欠)万石を出し、都民を濟う。	『宋史全文』卷36、 『宋季三朝政要』卷3	
43				10	庚子	物価平らならず、封樁庫の積20万を出して三衛を賑わし、豊儲倉の米5万石を出して都民を賑わす。	『宋史全文』卷36	

備考：同様の表は註(1)寺地論文にも掲載されているが、本稿では『宋会要』等からも史料も検索して新たに表を作成してみた。なお典欄の『宋史全文』は『宋史全文統資通鑑』の略称である。またNo24の2万石は『後村先生大全集』では3万石、No40の壬辰・2万9,900石は、『宋史』では乙未・3万石となっている。No14の正月26日は、『宋会要』食貨68-98では2月3日となっている。

## 〔註〕

- (1) 金榮濟「宋代首都の倉」(『中国史研究』四二、二〇〇六年)、寺地遵「南宋末期、公田法の背景」(『史学研究』一三二、二〇〇一年)。
- (2) 主な研究として斯波義信「長江下流域の市糶問題」(『宋代江南經濟史の研究』、東京大学東洋文化研究所、一九八八年)、島居一康「南宋の上供米と兩税米」(『東洋史研究』五一―四、一九九三年、後「宋代稅政史研究」、汲古書院、一九九三年に再録)、今堀誠二「宋代常平倉」(『史学雜誌』五六―一〇・一一、一九四五年、後「中国史の位相」、勁草書房、一九九五年に再録)、同「宋代平糶倉」(『歴史学研究』二二―八・九・一〇、一九四二年、後「中国史の位相」に再録)、張文「宋朝社会救済研究」(西南師範大学出版社、二〇〇一年)等が挙げられる。
- (3) 公田法について検討を行い、臨安の倉庫にも言及している先行研究として、註(1) 寺地論文の他に周藤吉之「南宋末の公田法」(『東洋学報』三五―三・四、三六一―、一九五三年、後「中国土地制度史研究」、東京大学出版会、一九五四年に再録)がある。
- (4) 州倉(省倉)についての専論として楊芳「宋代州倉収支述論」(『西北師範大学報』社会科学版、四九―三、二〇〇二年)がある。
- (5) 司農寺は建炎三年(一一二九)四月に廃止されたため、省倉の管理は一旦倉部に移された。しかし紹興三年(一一三三)十月に司農寺が復活すると、同四年七月以降、再び司農寺が省倉の運用を管理するようになった(『宋会要』職官二六―一七―一八「司農寺」、建炎三年四月十三日条、『要録』卷二二、建炎三年四月庚申条、卷六九、紹興三年十月庚戌条)。
- (6) 以上は『宋会要』食貨六二―一三・一四「京諸倉」、紹興三年正月六日・二十六日条、同年二月二日・三日条、三月二十五日条、紹興四年四月六日条、紹興八年十月四日条、食貨五三―一二「倉部」、紹興二年八月五日条等による。
- (7) 以上は『宋会要』食貨六二―一四―一五「京諸倉」、紹興十一年六月六日条、職官二六―二〇「司農寺」、乾道三年(一一六七)三月八日条、『要録』卷一五八、紹興十八年九月丙申条等による。
- (8) 以上、各倉庫の設置場所は『咸淳臨安志』卷九「行在諸録・監当諸局」、『宋会要』食貨六二―一七「京諸倉」、乾道五年十一月七日・十八日条等による。なお『咸淳臨安志』「行在諸録・監当諸局」が豊儲倉の設置を乾道三年としているのは誤りであろう。



(9) 以上は註(2) 斯波論文、二三四～二四四頁による。

(10) 以上は同右斯波論文、二四八～二四九頁、註(2) 島居論文、著書の四四六～四五〇頁、『要録』卷五二、紹興二年三月戊戌条等による。

(11) 南宋初期、宋金国境地帯に駐屯した軍隊については王曾瑜『宋朝兵制初探』(中華書局、一九八三年)、小岩井弘光「南宋初期軍制についての一考察」(『集刊東洋学』二八、一九七二年、後「宋代兵制史の研究」、汲古書院、一九九八年に再録)等に詳しい。なお国境を防衛する軍隊は四川にも駐屯したが、本論とは関係ないので言及しない。

(12) 張浚・劉光世・李綱の治所は、拙稿「南宋初期の川陝地方における宣撫処置使・宣撫使について」(『愛媛大学法文学部論集人文科学編』一三、二〇〇二年)、『宋史』卷三五九李綱伝、卷三六九劉光世伝等による。

(13) 『要録』卷一九、紹興八年四月庚申条、卷一五八、紹興十八年閏八月甲子条、『建炎以来朝野雜記』甲集卷一五「東南軍儲數」、『宋会要』食貨四〇―二七「市糶糧草」、紹興十八年閏八月九日条。なお和羅額の合計を『要録』は三十五万五千石(各倉庫の和羅額は不明)、『建炎以来朝野雜記』は三十六万石(省倉上界六万・中界五万・下界二十五万)と記しており、いずれが正しいのか今のところ断定することができない。なお『宋会要』が省倉上界の和羅額を六千石とするのは誤りであろう。

(14) 『宋会要』食貨四三―一九・二〇「宋漕運」、紹興四年七月二十七日・九月二十九日条、食貨四四―一「宋漕運」、紹興十二年七月八日条。

(15) 『要録』卷二五八、紹興十八年閏八月甲子条、『建炎以来朝野雜記』甲集卷一五「東南軍儲數」による。

(16) 『要録』卷一八三、紹興二十九年八月甲戌条。

(17) 註(2) 斯波論文、二四七・二四九頁、『要録』卷一五八、紹興十八年九月丙申条、卷一八四、紹興三十年正月癸卯条。

(18) 『咸淳臨安志』卷四八「秩官」によれば、李椿は淳熙三年の正月～三月にかけて司農卿のまま権知臨安府となっている。従って李椿が司農卿となったのはそれ以前、恐らく乾道～淳熙年間の初め頃であろう。

(19) 註(2) 斯波論文、二三八頁。

(20) 以上の記述は同右斯波論文、二四九～二五四頁、註(3) 周藤論文、著書の五四七～五五一頁等による。

- (21) 南宋の紙幣に関する研究は数多いが、紙幣が発行される経緯・増発・価値下落の状況等をコンパクトにまとめている研究として、劉森『宋金紙幣史』（中国金融出版社、一九九三年）が挙げられる。
- (22) 『宋会要』食貨四一一一八「和糶雜錄」、淳熙十四年（一一八七）九月十二日条、『宋史』卷一七五食貨志「和糶」、開慶元年条、『至順鎮江志』卷六「賦稅」等による。
- (23) 『宋会要』食貨四〇一四一「市糶糧草」、乾道元年七月十二日条。
- (24) 省倉における坐倉取糶は『宋会要』食貨四〇一三八・四〇・五〇「市糶糧草」、隆興二年十月十四日条、乾道元年正月二十日条、乾道六年十月八日条等に見える。また坐倉取糶に関する專論として、佐伯富「宋代の坐倉」（『人文科学』二一四、一九四八年、後『中国史研究』一、同朋舎、一九六九年に再録）が挙げられる。
- (25) 以上、常平倉については註(2)今堀論文、著書の二二〇～二二九頁、張著書、四一～四六頁等による。
- (26) 近藤一成「知杭州蘇軾の救荒策——宋代文人官僚政策考——」（『宋代史研究会研究報告第一集——宋代の社会と文化——』、汲古書院、一九八三年、後『宋代中国科挙社会の研究』、汲古書院、二〇〇九年に再録）、『宋代中国科挙社会の研究』の四〇九～四一七頁。
- (27) 註(2)今堀論文、著書の一五二～一五六頁、一七二～一八六頁による。
- (28) 紹興年間末～乾道年間にかけて事例が多いのは、この時南宋と金が戦争状態にあり、江北から流民が臨安へ流入し、救済を必要とする人口が急増したためとも考えられる。流民の動向については、呉松弟『北方移民与南宋社会変遷』（文津出版社、一九九三年）、二二三～二五頁、四六～五〇頁を参照した。
- (29) 註(26)近藤論文、『宋代中国科挙社会の研究』の四一六～四一七頁。
- (30) 註(28)呉著書、一一～二三頁、四六～五〇頁。
- (31) 臨安に居住する下層民の由来・諸相・彼らの引き起こす問題とそれに対する行政措置等については、拙稿「南宋臨安の下層民と都市行政」（『愛媛大学法文学部論集人文学科編』二二、二〇〇六年）を参照されたい。
- (32) 臨安建設の経緯については、拙稿「南宋の国都臨安の建設——紹興年間を中心として——」（『宋代史研究会研究報告第八集 宋代

の長江流域——社会経済史の視点から——、汲古書院、二〇〇六年）を参照されたい。

- (33) 「朝廷」の語義については龔延明『宋代官制辞典』（中華書局、一九九七年）、一一四頁、周藤吉之「北宋中期における戸部の復立——左右曹を中心として——」（『東洋大学紀要文学部編』二二二、一九六八年、後『宋・高麗制度史研究』、汲古書院、一九九二年に再録）等を参照した。

- (34) 豊儲倉の拡張は『宋会要』食貨六二—一七「京諸倉」、乾道六年正月十四日条、『宋史全文統資治通鑑』卷二七下、淳熙十五年十月己丑条に、西豊儲倉の設置は『咸淳臨安志』卷九「行在諸録・監当諸局」に見える。

- (35) 因みに国境の軍糧の備蓄に余裕があり、国境へ送る上供米を減額してその分を臨安へ送ることが可能な場合には、臨安へ送られてきた上供米の増額分が豊儲倉へ収納されることもあった。『宋史全文統資治通鑑』卷二六下、淳熙七年六月丁未条に「三省奏、去歳豊稔、今歳米賤、所在和糴告辦、倉廩盈溢。其江東路諸郡上供米、初令就近赴金陵・鎮江倉、今兩処守臣皆云無可盛貯、乞依旧撥赴行在豊儲西倉」とあり、現在金陵（建康）・鎮江における軍糧米の貯蔵が充溢しているのので、江東路からの上供米を金陵・鎮江へ送らず、臨安の豊儲西倉へ送るよう三省によって奏請がなされているのはその一例である。

- (36) 註（2）張著書、七三—七八頁。

- (37) 註（28）吳著書、二六—三六、四六—五〇頁。

- (38) 周必大『周易国文忠集』卷一五一「奉詔録六・椿積米数字回奏」。

- (39) 李鳴復は『宋人伝記資料索引』第二冊（鼎文書局、一九七八年）によれば嘉定二年（一二〇九）の進士で、『宋史』卷四一—四三理宗本紀を見ると、侍御史兼侍講（端平元年（一二三四）六月）・簽書樞密院事（同三年七月）・參知政事（淳祐四年（一二四四）正月）等を歴任したが、同六年六月に罷免され、翌年十二月には死去している。恐らく李鳴復が駕部司員外郎としてこの上奏を行ったのは、侍御史になる前の嘉定二年—端平元年の間であろう。

- (40) これらの事例は『宋会要』食貨六八—七七・八六—八八「賑貸」、淳熙八年九月二十七日条、同十四年七月二十五日条、同十四年十一月十八日条、『宋史全文統資治通鑑』卷三四、淳祐七年十月癸未条、九年三月癸酉条、宝祐元年七月庚寅条、高斯得『恥堂存稿』卷一「直前奏事」、『朱文公文集』卷一三「辛丑延和奏劄三」等に見える。

- (41) 『宋史』卷六二五行志「水下」に「淳熙」八年、行都大疫」とある。
- (42) 註(2)張著書、五八〜七八頁。
- (43) 大農が戸部を指すことについては註(33)龔著書、二〇六頁による。
- (44) 以上、公田法の目的・実施の経緯等については註(3)周藤論文、著書の五四二〜五七二頁、註(1)寺地論文、三二〜三四頁、任崇岳「南宋末年買公田述論」(『河南大学学报』哲学社会科学版、一九九〇年一四)、五七〜六〇頁等による。
- (45) 以上は同右周藤論文、著書の五七五〜五九二頁による。
- (46) 『慈溪黃氏日抄分類』卷七三「申省控辭改差充官田所幹辦公事省劄狀」・「辭省劄簽下官田所鑄銅印及人吏狀」、同右周藤論文、著書の五七七〜五七八頁。
- (47) 上戸とは、公田に置かれた官荘で租の徴収、官倉への収納を担当した荘官を指していると理解される。荘官には大抵富饒の戸が充てられた。同右周藤論文、著書の五七九・五八七頁。